

インド特許法の基礎(第5回)

～特許出願(2)～

河野特許事務所
弁理士 安田 恵

1. はじめに

インドは、パリ条約¹及び特許協力条約²の加盟国である。従って、パリルート又はPCTルートによるインドへの特許出願が可能である。以下、パリルート及びPCTルートの特許出願に求められる基本的な要件を確認し、優先権書類、出願権の証拠に関する実務的な運用について説明する。

2. 条約出願

(1) 主体的要件

通常の特許出願と同様、条約出願を行おうとする者は、発明者又はその譲受人等である必要があり（第135条(1)、第6条）、その者が外国人である場合、相互主義を採用する国民であることが必要である（第134条）。また、条約出願の出願人は以下のいずれかに該当する必要がある。

- ・条約国³（第2条(1)(d)、第133条）において特許出願を行った者
- ・その者の法律上の代表者
- ・その者の譲受人

(2) 客体的要件

(a) 基礎出願（第135条(1)）が存在することが要件である。基礎出願とは、条約国においてされた特許出願である。

また、実務的には、条約出願の時点において基礎出願が取り下げられることなく、現に特許庁に係属していることが求められる可能性がある点に留意すべきである。条約出願の時点で基礎出願が取り下げられていたことを理由に優先権が否定されたケースが存在する⁴。パリ条約における優先権は、パリ条約の同盟国に正規の国内出願を行うことによって発生するものであり（パリ条約4条A(2)）、正規の国内出願とは、結果のいかんを問わず、当該国に出願をした日付を確定

1 インドは1998年12月7日にパリ条約に加盟した。

2 インドは1998年12月7日にPCTに加盟した。

3 S.O.562(e)

4 DRAFT MANUAL OF PATENT PRACTICE AND PROCEDURE THE PATENT OFFICE, INDIAの項目5.3.5で特許出願番号986/CAL/79が例示されている。